

2023年7月28日

企業会計基準委員会 御中

企業会計基準公開草案第73号『リースに関する会計基準（案）』等の公表
に対する意見

一般社団法人全国信用金庫協会

記

○企業会計基準委員会が設けた各質問に対するコメント

1. 開発にあたっての基本的な方針

質問1（開発にあたっての基本的な方針（借手の会計処理）に関する質問）

本会計基準案等の開発にあたっての基本的な方針（借手の会計処理）に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

借手のすべてのリースについて資産及び負債を計上するリースに関する会計基準の開発にあたって、貴委員会が定めた基本的な方針については、考え方としては同意する。

一方、実務上の観点では、「国際的な比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱いを定める、又は、経過的な措置を定めるなど、実務に配慮した方策を検討する。」（本会計基準案 BC12 項）との記述があるが、同基準案を基準化する過程においては、寄せられたコメントのみならず対象となる法人の影響（事務負荷、コスト等）を十分に調査していただきたい。

質問2～質問4 コメントなし

2. リースの定義及びリースの識別

質問5（リースの定義及びリースの識別に関する質問）

本会計基準等におけるリースの定義及びリースの識別に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

リースの定義及びリースの識別に関する提案には同意するが、以下の点について考慮いただきたい。

本会計基準案等では、従来なかったリースの識別について規定されており、リースの判定において有用なものになると評価できるが、記述が抽象的であり、使用権資産等の該当可否を判定する実務において混乱が生じることが懸念される。リースの識別に関するフローチャートが用意されているなど配慮されているが、当該フローチャートは、抽象的な記述を図示しただけに過ぎず、具体性は伴っていない。

したがって、実務上の混乱を避けるためにも、設例で提示いただいた例のみならず、様々なケースで判断しやすいよう情報提供に努めていただくと共に、本会計基準案等における

リースの識別の判断も解りやすい表現で記述していただきたい。

また、リースの定義及びリースの識別に関しては、同一のケースにおいて法人毎に取扱いが異なるべきではないと思料する。規定が抽象的であるほど、取扱いに差異が生じる余地があるため、このことから具体性をもった規定が望ましい。

さらには、会計監査において、監査人によって判断が異なることは避けるべきである。監査人が同一の目線による監査が行えるよう、監査業界に対して適切に情報連携するとともに、同一目線による監査を行うよう促していただきたい。

質問 6～質問 22 コメントなし

3. 適用時期

質問 23 (適用時期に関する質問))

本会計基準等における適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

本会計基準等における適用時期に関して、実務上の負担に配慮されようとする姿勢については同意するが、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を「2 年程度」とする提案については、以下のとおり意見を申し上げる。

本会計基準案 BC62 項では、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を 2 年程度とした背景として、「これまでに当委員会が公表してきた会計基準については、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間が 1 年程度のものが多い。」が、「(前略) 1 年程度では短い可能性がある。」等とされ、一定の配慮が見受けられる。

一方、「会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を 2 年程度」とする理由については特段の言及はされていない。この点に関し、上記 2. でも記載したとおり、リースの定義及びリースの識別に関しては、同一のケースにおいて法人毎に取扱いが異なるべきではなく、また監査人によって判断が異なることは避けるべきであり、合意形成の期間のために相当の期間を設けるべきである。

したがって、「2 年」が十分な準備期間かどうかについて、以下の点や対象法人の準備状況等を踏まえて改めて検討いただきたい。(本会計基準等の公表とは切り分けて、適用時期だけ別途公表することも一案と思料する。)

- ①他の会計基準の準備期間と単純に比較することは適切ではない。
- ②これまでと異なる実務を求められることになるほか、上記 2. (質問 5) のコメントのとおり、リースの定義及びリースの識別に係る記述が抽象的である場合、使用権資産等の該当可否の判定がスムーズにできない可能性がある。また、会計基準が公表されてからでないシステム開発が始められないと思料され、「2 年」の準備期間では足りない可能性がある。
- ③委員以外の対象法人へのリサーチ等も必要と思料する。
→これらを踏まえて準備期間は慎重に設定すべきである。

質問 24～質問 26 コメントなし

4. その他

質問 27 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

リース取引は、特定の業種等に偏るものではなく、我が国の法人等が幅広く利用する金融取引である。そのため、信用金庫も含め多くの対象法人が遺漏なく対応する必要があり、本会計基準等が適用されるまでの間、周知徹底の観点から、多方面に個別具体的に解説いただくなど丁寧なアナウンスを期待したい。

以 上